

（事前公表）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年10月7日

- 1 契約の名称及び数量
奈良県立御所実業高等学校における施錠業務委託
※詳細は、別添仕様書のとおり
- 2 契約の相手方の選定基準
次に掲げる者であること
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター
- 3 契約の相手方の決定方法
 - (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書（税抜きの1回あたりの単価）を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
 - (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
 - (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
 - (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。
- 4 見積書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先 奈良県立御所実業高等学校
 - (2) 提出期限 令和8年10月19日 16時まで
 - (3) 提出方法 郵送（提出期限必着）もしくは持参
 - (4) その他
 - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
 - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名押印を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ 価格を加除訂正した見積書
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
 - カ ①の書類が添付されていない見積書
- 5 契約事務を担当する所属
奈良県立御所実業高等学校
住所：奈良県御所市玉手300番地
電話：0745-62-2085
FAX：0745-62-6652
- 6 暴力団排除条例に伴う留意事
 - (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、

又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

令和8年度 奈良県立御所実業高等学校施錠業務委託

仕 様 書（業務内容説明用）

1 目 的

本仕様書は、奈良県立御所実業学校（以下「発注者」という。）が、公益社団法人御所市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に委託する校舎等の施錠業務の内容及び履行条件について必要な事項を定めることを目的とする。

2 履行期間

令和8年10月20日から令和9年3月31日まで。

3 履行場所

奈良県御所市玉手300番地 奈良県立御所実業高等学校

- ・ 建築面積 : 45,861㎡
- ・ 敷地面積 : 9,329.53㎡

4 委託業務内容

センターの会員（以下「会員」という。）は、本仕様書に基づき、教職員に代わって以下の安全確認および施錠業務を行う。

（1） 委託業務

主な業務対象区域は校舎内（本館1階・普通教室棟等）とし、以下の作業を行う。詳細な実施場所及び点検ルートは、別途定めるものとする。

- ・ 生徒等の残留確認：校舎内の生徒及び外部来訪者の下校・退校確認
- ・ 教室等の点検：消灯確認、窓及び出入口扉の施錠確認
- ・ 廊下・共有部の点検：廊下・階段の消灯、窓の施錠確認
- ・ 昇降口・通用口の点検：指定された昇降口・通用口等の施錠
- ・ 職員室の点検：消灯確認、空調設備（ストーブ・エアコン等）の運転停止確認、窓及び出入口扉の施錠
- ・ 印刷室、校長室、進路指導室の点検：出入口扉の施錠確認
- ・ 事務室の点検：消灯確認、空調設備（ストーブ・エアコン等）の運転停止確認、窓の施錠確認、機械警備システム（セコム）の警備開始設定、出入口扉の施錠
- ・ 玄関の点検：正面玄関自動ドアの電源遮断及び施錠
- ・ 業務完了報告：「施錠業務管理日誌」への記入および所定の場所への鍵の返却

（2） 実施日および実施時間帯

- ① 実施日は、原則として学校の閉校日（土曜日、日曜日、祝日および年末年始の休日等）を除く平日とする。
- ② 各月の具体的な実施日および実施時間帯は、発注者が作成する年度スケジュールに基づき、毎月下旬までに翌月分について発注者とセンターが協議の上確定する。
- ③ 原則的な実施時間帯（予定）は以下のとおりとする。ただし、学校行事等により変更が生じる場合は、発注者は事前にセンターへ連絡するものとする。

・ 通 常 期 間	18時30分～19時30分
・ 長 期 休 業 期 間	16時30分～17時30分
・ 半 日 期 間（試験期間等）	17時30分～18時30分

（3） 業務の遂行及び留意事項

- ① 会員は業務開始時に職員室へ立ち寄り、残留教職員へ確認業務開始の旨を告げるとともに、指定の保管庫から鍵を受領する。
- ② 業務終了後、会員は施錠確認結果を「施錠業務管理日誌」に記録し、鍵とともに所定の保管場所へ返却する。

- ③ 業務に必要な懐中電灯、文房具等の備品は原則として発注者が用意する。その他必要な物品が生じた場合は双方協議の上決定する。
- ④ 施設・設備の破損、不審者の侵入、鍵の不具合等の異常を発見した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡し、指示を受けるものとする。
- (4) 不履行時等の費用負担
 - ① 欠員等により代替勤務者を確保できず業務が履行できない場合、センターまたは会員は直ちに発注者へ連絡するものとする。この場合、発注者が自ら施錠業務を行い、センターは当該回数分の委託料を請求できない。
 - ② 台風・災害等により警戒宣言・警報発令時または高齢者等避難等の発令時、並びに感染症等による学校閉鎖（臨時休校）時は、会員は出勤せず、発注者が施錠業務を行う。この場合、センターは当該回数分の委託料を請求できない。
 - ③ 確定した業務日程について、発注者の都合により直前に業務を中止した場合は、発注者は速やかにセンターへ連絡するものとする。この場合、センターは当該業務1回分の委託料を請求できるものとする。

5 安全管理

センター及び会員は、労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守し、事故防止と安全確保に万全を期すとともに、学校の管理運営に支障をきたさないよう留意して業務を行わなければならない。

6 損害賠償・危険負担

センター及び会員が業務の履行にあたり、故意または過失により発注者または第三者に損害を与えたときは、センターはその損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変その他不可抗力による損害と認められる場合は、この限りでない。

7 秘密保持および個人情報の保護

センター及び会員は、本業務の遂行上知り得た学校情報、教職員・生徒等の個人情報および警備・施錠に関するセキュリティ情報を第三者に漏らしてはならない。本委託契約終了後も同様とする。

- (1) 業務上知り得た個人情報等については、第三者に漏らさないこと。
- (2) 本委託業務の処理に関し事故が発生したときは、遅滞なく発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 業務について重大な変更が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上定める。

8 疑義

本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者とセンターが協議の上決定するものとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別紙 奈良県立御所実業高等学校 施錠業務の詳細

順路 本館 1 階→普通教室棟 1 階→普通教室棟 3 階→普通教室棟 2 階→本館 1 階→普通教室棟 1 階

本館	1 階		職員室残留職員に施錠の旨伝える		
普通教室棟	1 階		鍵の受け取り	保管庫	
普通教室棟	1 階		生徒昇降口の施錠		
普通教室棟	1 階		廊下の窓の施錠確認		
普通教室棟	1 階		窓の施錠確認・消灯確認・扉の施錠確認	3 年 A 組～ F 組	必要があれば入室
普通教室棟	1 階		窓の施錠確認・消灯確認	トイレ（男子・女子）	必要があれば入室
普通教室棟	1 階		扉の施錠確認（入室不要）	被服室・美術室	教員管轄・室内確認不要
普通教室棟	1 階		生徒通用口の施錠		
普通教室棟	3 階		扉の施錠確認（入室不要）	物理室・物理準備室・理科講義室	教員管轄・室内確認不要
普通教室棟	3 階		廊下の窓の施錠確認		
普通教室棟	3 階		窓の施錠確認・消灯確認・扉の施錠確認	1 年 A 組～ F 組	必要があれば入室
普通教室棟	3 階		窓の施錠確認・消灯確認	トイレ（男子・女子）	必要があれば入室
普通教室棟	2 階		扉の施錠確認（入室不要）	化学室・化学準備室・社会科室・準備室	教員管轄・室内確認不要
普通教室棟	2 階		廊下の窓の施錠確認		
普通教室棟	2 階		窓の施錠確認・消灯確認・扉の施錠確認	2 年 A 組～ F 組	必要があれば入室
普通教室棟	2 階		窓の施錠確認・消灯確認	トイレ（男子・女子）	必要があれば入室
普通教室棟	2 階		本館への通用口の施錠		
本館	中 2 階		普通科棟への通用口の施錠		
本館	1 階		廊下の窓の施錠確認		
本館	1 階		通用門（北）施錠		
本館	1 階		窓の施錠確認・消灯確認	トイレ（男子・女子）	必要があれば入室
本館	1 階		扉の施錠確認（入室不要）	進路指導室・校長室	教員管轄・室内確認不要
本館	1 階		消灯確認・扉の施錠確認	印刷室	必要があれば入室
本館	1 階		窓の施錠確認・消灯確認・扉の施錠確認	職員室	必要があれば入室
本館	1 階		セコムの警備開始設定	事務室 「施錠業務管理日誌にセット時刻の記入」	
本館	1 階		窓の施錠確認・消灯確認・扉の施錠確認	事務室	
本館	1 階		電源遮断・施錠	正面玄関	
本館	1 階		通用門（南）施錠		
普通教室棟	1 階		解錠・入室・セコムの警備開始設定・施錠	I C T ルーム	
普通教室棟	1 階		鍵の返却・施錠	保管庫	
普通教室棟	1 階		通用口の消灯確認	通用口東スイッチ	
普通教室棟	1 階		通用口扉の施錠		

※教室等、空調設備（ストーブ・エアコン等）の運転停止確認

※校舎等の施錠業務終了確認後、正門を施錠（場合により閉門のみ）し退出

校舍平面图

奈良県立御所実業高等学校

